



## 提案の背景 (現状・課題)



国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領  
(令和3年7月30日 内閣府・法務省・厚生労働省決定)

- 日本は美容技術が高いレベルにあり、現在、国内の美容室では外国人の利用が増加傾向
- 道内においても、日本の美容室で髪を切りたいという海外からの利用客が来訪
- 外国人への対応が必要となる中、入管法上は日本の美容師免許を保有する外国人の就労は認められていないことから、外国人美容師が日本式の高い美容技術や知識を、実務を通じて学べる機会がない



## 実現した内容

- 東京都のみ特例で認められている外国人美容師育成事業について、「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領」に基づき、事業の実施希望があった旭川・滝川エリアで実施する

### ① 旭川・滝川エリアの美容室(育成機関)が美容師として採用

- ・日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得後、外国人美容師の育成機関に指定されている美容室で就労
- ・美容師として就労するため、一定の要件の下、最大5年間の在留が可能



<在留資格に求められる主な要件>  
 ・満18歳以上  
 ・日本語能力試験N2相当  
 ・日本式の美容に関する技術・文化を世界に発信する意思 など

### ② 美容師として就労し、日本式の美容に関する知識と技能を習得

- ・美容室が策定する育成計画に基づき育成
- ・定期的な知識と技能の修得状況の確認による、習熟度に応じた適切な指導の実施
- ・増加する海外からの利用客の需要にも対応



<習得する主な技術や知識>  
 ・カット、シャンプー、トリートメント  
 ・カラー、パーマ・縮毛矯正  
 ・セット・アイロン  
 ・着物着付け、メイク など

### ③ 母国に帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界に発信

- ・最大5年間の就労後、母国へ帰国
- ・帰国後は、学んだ知識と技能を活かして、日本の美容に関する技術や文化を積極的に世界に発信



日本の優れた美容技術が世界に認識

## 効果

- ・ **日本の美容技術のブランド力向上**
- ・ **増加する外国人利用者への対応力強化**